

平成30年第3回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長

おはようございます。若干早い時間ではありますが、皆さんおそろいでございますので会議を始めたいと思います。ただいまより平成30年第3回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、3番櫻井議員と4番丹野議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては本日議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。本日招集されました第3回町議会臨時会の議会の運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会におきまして協議しました。会期につきましては本日5月25日の1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりよろしくお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成30年2月分及び3月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

1、要望経過報告をいたします。要望項目につきましては北海道平取養護学校の現行体制維持に関する要請でございます。要望先は北海道教育委員会教育長並びに特別支援担当局長であります。要望月日は5月14日でございます。要望者は町長、正副議長、議会運営委員長、各常任委員長、養護学校後援会長、教育長でございます。この度の要請活動に至った経過につきましては既にご承知のとおり3月7日の新聞報道によりますと、苫小牧市への特別支援学校、いわゆる道立養護学校の誘致を2021年開校目指し具体的な動きの報道がありましたことから、道立平取養護学校の現行体制維持について要請したところでございます。平取養護学校の誘致については、苫小牧市と平取町にはこれまでの歴史的な経緯があること、また保護者からの声も聞いていないこと、さらには校舎、寄宿舎の大規模改修が完了したばかりであります。また苫小牧市と平取町は近隣であり、あまりにも大きな影響があるところでございます。北海道教育委員会の柴田教育長からは、このような話が突然に出てしまったことは大変申しわけないとの冒頭のお詫びがございました。これまでの平取養護学校に

対する平取町の地域ぐるみの支援については感謝しているとのことでございます。しかし苫小牧市を含む東胆振総合開発期成会から養護学校の整備については数年前から要請を受けておりますけれども、苫小牧市に整備するという具体的な方針は現在のところないとのことでございます。また、道立養護学校の存在、平取養護学校の存在を無視して、苫小牧に開校することにはならないと考えているという回答でございます。今後潜在的に子どもたちが増えるなど状況が変われば、平取町とどのような棲み分けができるかなど平取町とよく協議をさせていただきたい。また生徒が卒業後、保護者が安心して入所できる環境がさらに整えば養護学校としての存在感が一層高まるものと期待しているとの回答でございます。いずれにしても苫小牧地区の動静、並びにどのような棲み分けが可能かも含めて、今後注視していきたいというふうに考えてございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号権利の放棄についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第1号権利の放棄についてご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。町の有する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。今回の権利放棄につきましては、同一人における同一債権が100万円を超える債権について、放棄をしようとするものでございます。それでは債権放棄の詳細につきましてご説明いたしますので2ページをご覧ください。今回の債権につきましては、住宅改良資金貸付金元利収入の債権で1名の債務者の債権について放棄をしようとするものであります。債権放棄額につきましては、9件の債権で総額251万3842円となっております。3ページをご覧ください。債務者1の債権につきましては、昭和60年度に貸し付けをした600万円の元利金のうち、平成14年度から平成22年度までの債権額251万3842円につきまして債権放棄をしようとするものでございます。次に、債権を放棄する理由についてですが、債務者は平成27年9月に死亡しており第1順位の法定相続人は相続放棄をしております。町は平成28年7月に地方自治法施行令第171条の2の規定による担保権の実行として札幌地方裁判所に対し、競売の申し立てを行い165万円の債権回収となったわけですが、残債務については、今後も回収の見込みがないことから債権の放棄をするものでございます。また、債権の連帯保証人への履行請求につきましては、長期にわたり督促、催告等の請求はなされておらず、このような場合、連帯保証人への請求を長期間放置するとその請求ができなくなるとの最高裁等の判例があることから、連帯保証人につきましても履行の請求ができず、今後の回収も見込めないことが認められますので債権を放棄するものであります。なお、4ページの私債権放棄調書につ

きましては、平成14年度から平成22年度までの債権の額となっております。以上、地方自治法第96条第1項第10条の規定に基づく権利の放棄につきましてご説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号権利の放棄については原案のとおり可決しました。

日程第6、報告第4号専決処分報告についてを議題とします。内容についての説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第4号専決処分報告についてご説明いたしますので議案書95ページをご覧ください。平成30年度平取町一般会計補正予算について専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるるものであります。97ページをお開き願います。平成30年度平取町一般会計補正予算第1号は次に定めるところによるものであります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億6500万円にしたものであります。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。また、第2条で地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明いたしますので、103ページの上段をご覧ください。10款1項1目現年発生災害復旧費13節委託料1200万円、15節工事請負費1020万円、1目合計2220万円であります。これは本年3月8日から9日の降雨災害による公共土木施設災害復旧事業で、災害の早期復旧と町道振内岩知志線に関する災害復旧査定に向けての調査設計委託を緊急に行ったものであります。委託料1200万円は、町道振内岩知志線の災害復旧事業調査設計委託料を実施するとともに工事請負費は公共土木施設単独災害復旧工事、道路5か所330万円、河川11か所690万円、合計16か所1020万円となっております。なお、工事の内訳につきましては、別途、既にお配りした被害報告整理台帳に記載のとおりとなっております。次に下段10款2項1目林業施設災害復旧費15節工事請負費420万円は、林業施設単独災害復旧工事で治山施設4か所分にかかわる経費であります。次に、104ページ、10款2項2目農業施設災害復旧費15節工事請負

費 1 1 6 0 万円は農業施設単独災害復旧費で、農業排水路等 1 2 箇所にかかわる経費となっております。歳出は以上です。次に歳入について、1 0 1 ページ上段をご覧ください。1 4 款 1 項 2 目 1 節災害復旧費負担金、金額 6 0 0 万円、これは公共土木施設災害復旧費負担金として、1 0 3 ページ上段でご説明いたしました町道振内岩知志線災害復旧事業調査設計委託料の事業費 1 2 0 0 万円の 2 分の 1 の金額が国から負担金として交付されるものであります。続いて 1 0 1 ページの下段、1 8 款 1 項 1 目 1 節平取町財政調整基金繰入金、金額 5 6 0 万円、今回の補正に関して対象となる負担金などの特定財源を充てた上で、なお不足する財源について町の財政調整基金に求めるものであります。次に 1 0 2 ページ、2 1 款 1 項 1 0 目 1 節公共土木施設災害復旧事業債、金額 1 6 2 0 万円は、1 0 3 ページの上段でご説明いたしました町道振内岩知志線災害復旧事業調査設計委託料 1 2 0 0 万円の事業費の 2 分の 1 に相当する金額 6 0 0 万円を補助災害復旧事業債として借り入れるほか、同じく公共土木施設単独災害復旧工事 1 0 2 0 万円の全額を単独災害復旧事業債として起債を行うもので、元利償還額の 9 5 % が交付税措置されるものであります。2 節農林水産業施設災害復旧事業債は金額 1 0 2 0 万円、同じく 1 0 3 ページ下段でご説明いたしました林業施設災害復旧工事 4 2 0 万円の 6 5 % に当たる金額を林業施設災害復旧事業として借り入れるほか、1 0 4 ページでご説明いたしました農業施設単独災害復旧工事 1 1 6 0 万円の 6 5 % に当たる金額を記載するもので、元利償還額の 8 0 % が交付税措置されるものであります。次に、9 9 ページ、地方債補正をご覧ください。本補正予算における起債の目的は、災害復旧事業で、補正前と後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。次に 1 0 5 ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧ください。平成 2 8 年度末現在高、2 9 年度末現在高見込み額、並びに 3 0 年度末現在高見込みにつきましてはそれぞれ記載のとおりであります。予算補正は、町民の生活に支障を来たす災害の発生に際して、緊急に対処する必要があったため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、4 月 2 日、町長による専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定により、その後にかかれた直近の議会である本臨時会においてこれを報告し、承認を求めようとするものであります。以上、報告第 1 号専決処分報告についてご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いをいたします。

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。1 1 番千葉議員。

1 1 番
千葉議員

1 1 番千葉です。1 0 3 ページの歳出のところご覧いただきたいと思います。その中で 1 3 節の委託料、振内岩知志線、災害復旧事業調査設計委託料の部分、数字とは直接関係ないんですけども、最近やはり池売の川向い、通行止めにし

て、今後の工事の工程的なことよく付近の住民の方あるいは農業の関係者の方から聞かれるんですけども、私は一定の答えとして災害査定を受けて、そして設計を組んで工事発注ということで相当時間はやっぱりかかるんじゃないのかと説明しているんですけども、その辺のことが雑駁でも構いませんので、工程的なものをまずどうなっているのかということが1点。それともう1点、今回の災害復旧の箇所、全議員で見てきて現地を確認しているわけですが、沈下した部分とまた別に、その手前、いわゆる池売橋渡って左側の通行止めしているところから少し歩いていったところがやはり河川側にちょっと路肩が落ちてきているのが非常に気になってはいるんですけども、今回の災害査定の中でそういったことで沈下したピンポイントの部分だけでなくて手前の道路の路肩がちょっとこう下がっているような部分というのも査定の中で組み込んでいくのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

まず工程的なものに関してですけれども、今現在の予定としては7月に災害査定を受けることで、それに向けて準備をしております。災害査定を受けるということは本設計が上がっての査定ということになりますので、その申請前、多分遅くとも6月にはなるんですけど、そこには本設計が上がって現地査定を受けるということで、そこで確定いたすということでございます。それに伴って3月の議会でも説明したんですけども災害と普通の道路事業2本立てで当面スタートするというので、今現在予算は一般の土木工事のほうで組んでいるんですけども、災害で復旧することができるという見込みになりましたので、予算の組み替え等の作業が出て来ます。それと、それで予算補正をいたしまして、そこから多分、議会議決を得る5千万を超える工事請負になりますので、そこで議会の議決を得て着工ということになりますので、今の予定でございまして、7月査定となれば色んなあれを済ませてということになれば9月ぐらいには発注になるのかなということでありまして、工期についてはそうしたらいつ完成するんだということになれば、その工事の内容にもよるんですけど、2年間にまたがる可能性もあるのかなぐらいですけども、そのように考えております。それとこっちから行って池売橋を渡って手前の、ちょっと下がっているという話なんですけども、事実私も見たんですけども、ちょっと下がっているんですけど、今回の査定ではまずあそこを出しても対象にはならないのではないかなということでもありますので、そこは申請的には厳しいのかなという状況でございまして。以上です。

議長

ほかございませんか。なければこれで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、報告第4号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第7、議案第2号平成30年度平取町一般会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号、平成30年度平取町一般会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げますので、議案書の5ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億6412万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億2912万4千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補正」によるものとしてあります。また、第2条において地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものとしてあります。それでは歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、議案書の15ページをご覧ください。科目は2款1項12目イオル推進対策費4節共済費1万2千円、7節賃金202万2千円、8節報償費4万2千円、11節需用費238万9千円、12節役務費81万8千円、14節使用料及び賃借料96万6千円、15節工事請負費29万円、12目合計で653万9千円を増額しようとするものであります。これはイオル整備事業について、アイヌ民俗文化財団が直接執行している事業の一部について、平成30年度に町が同財団から委託を受けて行うものに関する補正であります。工芸等指導者賃金、ライブラリー事業賃金、イオル事業実施のための消耗品、畑おこしなど圃場整備のための手数料、軽トラック、事務機器などのリース料、イオルの森の択伐工事請負費などが主なもので、100%全額が同財団からの委託金となっております。次に、16ページ上段をご覧ください。科目は3款1項1目社会福祉総務費8節報償費20万円、9節旅費51万8千円、12節役務費10万円、14節使用料及び手数料15万円、1目合計で96万8千円を増額しようとするものであります。これは、11月上旬に開催する予定のかわまちづくりシンポジウムに要する経費に関するもので、講師に支払う謝金、旅費、広告費、バスの借上料などが主なものであります。このシンポジウムは、沙流川の自然と地域の人々が育んできたアイヌの伝統文化の歴史を振り返り、今後のまちづくりに生かすことを目的に開催するもので、平成30年度当初予算では地域づくり交付金103万2千円を財源として予算を計上しておりましたが、このたびコミュニティー助成金200万円の交付が決定いたしましたことから、これとの差額96万8千円に関して、今回予算措置を行うものであります。次に下段をご覧ください。科目は5款1項2目農業振興費9節旅費174万2千円、13節委託料1194万5千円、

14節使用料及び賃借料11万3千円、19節負担金補助及び交付金5000万円、合計6380万円を増額するものであります。9節から14節までの合計1380万円は、このたび平成30年度過疎地域等自立活性化推進交付事業の採択内示を受け、特産品ブランド力向上事業としてトマトによるまちづくりを推進するため、とまとの里のキャッチコピーの作成や記念講演及びシンポジウムの開催などを内容とする「とまとの里構想事業」をはじめ、びらとりトマトの成分調査を行い、他のトマトとの違いを示し人々に健康を届ける農業として、他との優位性を確保するための「びらとりトマト調査研究業務委託事業」、びらとり和牛取扱店を認定し、宣伝、連携を行うための指定店を選出する「びらとり和牛銘柄定着事業」など各種委託事業に加え、道内外の先進地視察を実施するために要する経費を補正するものであります。19節の負担金、補助及び交付金5千万円は、びらとり農協が事業主体となってトマト加工施設の機能強化を図るため、トマトジュース工場の異物除去洗浄機、原料処理室、製造洗浄ラインなど、農産物加工場原料前処理ラインの改修工事を行うための「中山間地域所得向上支援事業」がこのほど採択されたことにより、国から町に交付される補助金5000万円と同額を町が農協に補助するための予算措置であります。総事業費は1億800万円で、その約半額の5千万円が国からの補助金、残りは農協の自己資金となっております。次に17ページ上段をご覧ください。科目は5款2項1目林業総務費24節投資及び出資金、金額70万円を追加するものであります。沙流川森林組合に対する町の現在の出資金について、この度、同組合から70万円の配当があったことから、森林組合の経営安定に資する目的で、これを新たな増資にまわそうとするものであります。現在の出資金は1418万5千円で、この増資により出資金合計は1488万5千円となるものであります。続いて下段、9款5項2目体育施設費15節工事請負費、金額1億6181万7千円を追加するものであります。これは本町にある町民総合グラウンドの施設全体が老朽化により、選手にとって満足なプレーができない現状にあるため、施設の安全性や良好な競技環境を確保する観点から、大規模な改修を施すものであります。工事内容は、グラウンドの土の入れ替え、地下の排水施工、スコアボードのLED化、ベース・プレート・フェンスの更新に加え、ダッグアウト及び本部席と共用のアナウンス室の改修も行うものであります。次に18ページ上段、10款1項1目現年発生災害復旧費15節工事請負費、金額1610万円であります。これは本年3月8日から9日の降雨災害の発生に伴う、公共土木施設、単独災害復旧工事にかかる経費で道路15箇所、河川8箇所、合計23か所にかかるものとなっております。内訳は既に別途お配りした被害報告整理台帳に記載のとおりであります。次に下段、10款2項1目林業施設災害復旧費15節工事請負費、金額550万円を追加するものであります。これも同じく本年3月8日から9日の降雨災害に伴う林業施設災害復旧工事にかかる経費で林道6箇所、治山施設2箇所、合計8箇所にかかるものとなっております。続いて19ページ、10款2項2目農業施設災害復旧費15節工事請

負費、金額 870 万円であります。これも同じく本年 3 月 8 日から 9 日の降雨災害に伴う農業施設単独災害復旧工事にかかる経費で農業排水路等 11 箇所にかかるものとなっております。歳出は以上です。一方歳入につきましてご説明いたしますので 10 ページの上段をご覧くださいと思います。科目は 14 款 2 項 7 目 1 節農業費補助金、金額 1 千万円であります。これは過疎地域等自立活性化推進事業交付金で、16 ページ下段でご説明いたしましたまとの里構想事業業務委託料等に関する国からの交付金であります。続いて下段、15 款 2 項 4 目 1 節農林水産業道補助金 5 千万円で、これは同じく 16 ページ下段でご説明いたしました農産物加工場改修事業補助金と 100% 同額の金額が中山間地域所得向上支援事業補助金として道から交付されるもので、町を通じて全額がびらとり農協に交付されるものであります。次に、11 ページ上段、16 款 1 項 2 目 1 節利子及び配当金、金額 70 万円で、沙流川森林組合への出資金に配当金がついたもので、これと同じ額を 17 ページ上段でご説明いたしました沙流川森林組合出資金に新たに積み増しをするものであります。続いて 11 ページ下段、科目は 18 款 1 項 1 目 1 節平取町財政調整基金繰入金、金額 510 万円であります。これは今回の補正に関して、対象となる補助金、交付金、助成金などの特定財源及び起債借入をあてた上でなお不足する財源を町の財政調整基金に求めようとするものであります。次に 12 ページ上段、科目は 19 款 1 項 1 目繰越金 1 節繰越金、金額 2 万 7 千円であります。これは今回の補正に関して、対象となる特定財源、起債借入、財政調整基金をあてた上でなお不足する財源を平成 29 年度繰越金に求めようとするものであります。続いて下段をご覧ください。科目は 20 款 5 項 1 目 2 節雑入、金額 7829 万 7 千円を追加するものであります。一般財団法人自治総合センターから交付される 96 万 8 千円は、16 ページ上段でご説明いたしましたかわまちづくりシンポジウムの開催に伴うコミュニティー助成事業助成金であります。また、アイヌ文化振興研究推進機構委託金 653 万 9 千円は、歳出 15 ページでご説明いたしましたアイヌ文化財団からの委託事業に関して交付を受けるものであります。日本スポーツ振興センターからの地域スポーツ施設整備助成金 7079 万円は、歳出 17 ページ下段でご説明いたしました町民総合グラウンド改修工事の財源となるものであります。次に 13 ページ上段、21 款 1 項 4 目 1 節農業債、金額 380 万円は、16 ページ下段のトマトの里構想などの特産品生産ブランド力向上事業 1380 万円から、歳入 10 ページの補助金 1 千万円を差し引いた残額に関して起債を行うもので、過疎債の充当を予定しており、元利償還額の 70% が交付税措置されるものであります。続いて下段、21 款 1 項 8 目 1 節教育債、金額 9100 万円であります。これは歳出 17 ページでご説明いたしました町民総合グラウンド改修の事業費 1 億 6181 万 7 千円から歳入 12 ページの日本スポーツ振興センター助成金 7079 万円を差し引いた残額に関して起債を行うもので、過疎債の充当を予定しております。次に、14 ページ、21 款 1 項 10 目災害復旧債 1 節公共土木施設災害復旧事業債の 1610 万円は、

18ページ上段でご説明いたしました公共土木施設単独災害復旧事業の工事請負費と100%同額の起債を行うもので、元利償還額の95%が交付税措置されるものであります。2節農林水産業施設災害復旧事業債910万円は、18ページ下段の林業施設単独災害復旧事業の工事請負費550万円の約65%に相当する金額350万円の起債に加え、農業施設災害復旧事業では19ページの農業施設災害復旧費870万円の約65%に相当する金額560万円の起債を行うもので、10目合計で2520万円となり、元利償還額の80%が交付税措置されるものであります。次に、8ページ、第2表地方債補正をご覧ください。第2表、地方債補正は起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ提示したものであります。先ほど、歳入でご説明いたしましたとおり、本補正予算における起債の目的は、災害復旧事業、特産品生産ブランド力向上事業、町民総合グラウンド改修事業で、金額はそれぞれ記載のとおりであります。次に、20ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧ください。平成28年度末現在高、29年度末の現在高見込み額、並びに30年度末の現在高見込みにつきましてはそれぞれ記載のとおりであります。以上、平成30年度平取町一般会計補正予算第2号につきましてご説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。10番四戸議員。

10番
四戸議員 10番四戸です。9款5項2目15節工事請負費の町民総合グラウンドの改修工事について伺いたいと思います。前に説明も受けましたけども、受けてない部分があったと思いますのでその点について質疑したいと思います。先ほど説明もございましたけども、要するにスコアボード、電光掲示板でございますが、この取り換えがこの工事の中にございます。長い間、外にさらされる掲示板でございますが、その管理についてでございますがどのように考えているのか、長い間外にさらしておいても何も問題がないのか、その点についての説明をお願いいたします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習
課長 お答えいたします。スコアボードなんですけども、基本的には屋外使用ということになっておりますので、年間通して冬季間も含めてその辺の対応は全然問題ないということでは聞いております。以上です。

議長 ほか、7番中川議員。

7 番
中川議員

16 ページの歳出の部分ですけども、5 款の 13 節委託料の中で、トマトの里構想について書いてありますけども、つい先日常任委員会でもお話を聞かせてもらいましたけども、それから変わりました、私、農業協議会にも出席しておりますので、その資料をまた読み直してみたところ、その中に宮崎県の綾町のことが書かれておりました。私たち綾町に関しては去年視察に行きまして、本当に平取町とよく似たまちで、景観も同じで、似たようなところで大変勉強になったわけでありまして、このまちをモデルとしてこの構想を考えているのか、その辺のことちょっとお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。トマトの里構想につきましては、農業協議会のほうで素案を作っているわけなんですけども、その中の宮崎県の綾町の部分につきましては、体験農場、法人型経営をする農場を立ち上げたいということで、チャレンジ就農事業の中での事業をここで計画を作りたいというかたちになっております。綾町が引き合いに出ていますのは、法人経営でお助けマン制度というのがありまして、お助けマン部隊ですか、そのやり方が非常に全国的にも有名なかたちになっておりますので、ぜひ参考にしたいというふうに考えております。法人経営につきましては道内においては道東地区で乳牛を中心に行っているのが主流であります。どうしても畑ですとか園芸作物につきましては、九州が大きな事業やっております。熊本県八代市そして同じく宮崎県の中では諸塚村などでもいろいろ事業やっておりますので、それらの地域の取り組みを参考にしながら、法人経営の農場について検討して参りたいというふうに考えております。以上です。

議長

よろしいですか。11 番千葉議員。

11 番
千葉議員

11 番千葉、同じく 16 ページの歳出の部分で 5 款 1 項 2 目、私の場合、19 節の負担金補助及び交付金についてちょっと中身的なことを伺っておきたいなというふうに思います。説明の中では昨年、トマトジュースで異物の問題が発生しまして、工場を止めて、今回ようやく製造し販売するようなかたちにこぎつけるわけでございますけども、総事業費 1 億 800 万円の中身として、説明の中では洗浄機とか、例えば異物混入の部分でのセンサーなのか何なのか、ちょっと詳しくはわからないんですけども、この 1 億 800 万円をかけていく中でどのようにこの工場が生まれ変わろうとしてるのか、あまりよく、その金額の認識はあるんですけども、どういうふうになってくるのかなという部分の内容的なものっていうのはほとんど私わからないんですけども、わかっている範囲内で、この工場を再開して製造販売に当たって改修の内訳的なもの、もしわかればご説明いただきたいというふうに思います。

議長

産業課長。

産業課長

トマトジュースの工場につきましては、先日お話をしたとおりの状況でありますけれども、新たに入れ替える機械につきましては、ミクログレーダー、パルパー、フィニッシャー、まあカタカナの機械が多いわけなんですけれども、簡単に言いますと、今まではトマトをつぶして圧をかけて、こういうマス目の網の中を圧力をかけて押し込むことによって、ごみをそこで削除、とっておりました。それはどうしてもそのマス目が一定程度小さくすればいいんですけれども、あまりにも小さくすると圧力をかけるモーター側に負荷がかかり、モーターがパンクしてしまうという部分がありましたので、マス目は一定程度大きくなっていたのが現状であります。それで、それに伴い若干の浮遊物が入っていたというのが今回の調査の結果わかったことでありまして、それを克服するために、他のトマトジュースの工場等を視察した結果、今現在、ふるいをかけて上から落として、小さなマス目のところをふるいをかけて下にきれいなものを落としていくというやり方に変えるのが主流になっているというところがありますので、その機械に入れ替えるというようなかたちになります。これに伴って、前回出たような浮遊物は全部シャットアウトできるというふうに聞いております。以上です。

議長

11番千葉議員。

11番
千葉議員

ようやく何かすごく内訳が詳しくわかってきたような感じがいたします。それで昨年、いわゆるラインがストップして実際的に販売ができないような状態が長く続いたわけでございますけれども、改めて個人の消費販売、販売商品については何もさほど心配していないんですけれども、やはり今までトマトジュースをいわゆる大口というんですか、法人なり大口なりで使っていた業者への販売戦略というんですか、いわゆるコマーシャルの方法というのは、私はやっぱり改めできちんと出せるところは文書にしてこういうことで生まれ変わってまた再度トマトジュースを出荷いたしますのでよろしく願いする、みたいな中身のものとして何かこう販売戦略的なものを今回考えてるのか、考えてないのか、あるいは現状のままでスタートしていくのか、その辺もしわかる範囲であればお知らせいただきたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

当然通年通して、流通ルートにのせていたジュースが止まっているわけでありますから、止まる段階で謝罪の文書は農協のほうから出ておりますし、開始に当たっては、開始しましたという文書は出すというふうには聞いております。詳しいところは聞いておりませんが、そのようなかたちできちんと流通

ルートに乗せていきたいという話しだけはきいております。以上です。

議長 ほかございませんか。6番藤澤議員。

6番藤澤議員 6番藤澤です。歳出、歳入ともにかかわっての話ではありますが、沙流川森林組合からによる配当金と、それから歳出にあるところの出資金ということでございますが、沙流川森林組合に新しく生まれ変わってから、この出資、あるいは出資に対しての限度とかそういう細目にわたっての過去からの違いというか、そういうものは明確にここが変わったんだよというものがあればお示しをいただきたい。さらに当時、宮田町長時代だったと私は記憶しておりますが、この出資については当時経営が困難であった部分があって救済といったらちょっと言葉が違うかもしれませんが、そういう意味でつないだという経緯があったと思います。それを含めて前段の部分からお聞きをしたいと思います。

議長 産業課長。

産業課長 沙流川森林組合につきましては平取森林組合の時代からの流れでありますけども、昭和52年に再建？か年計画というものを樹立し、57年に完了しているという経過があります。その際に増資をしてきた経緯があるわけなんでありますけども、それ以降、52年以降、53年、54年、55年等々、再建特別出資金というのを上乗せしていきまして、最終的に1000万円の増資までもってきているところであります。それ以降につきましては、配当が出た分を出資に回していたという状況であります。その流れの中で、今回も配当に対してそれを増資に回したいということで、先日も話しましたとおり、出資額の限度が1500万円でありますから若干足りないかたちではありますけども、今回の出資で、数字は1500万円に届きませんが、そこまでの出資で止めておくというようなかたちで現在沙流川森林組合のほうとは話をさせてもらっているような状況であります。それぐらいしかお話できないんですけどよろしいでしょうか。

議長 ほかございますか。なければ、これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平成30年度平取町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第8、報告第1号放棄した債権の報告についてを議題とします。内容につ

いて説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第1号、放棄した債権の報告についてご説明いたします。議案書21ページをお開きください。平取町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町の債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。本条例に基づき放棄した債権については、同一人における同一債権が100万円以下の債権について放棄をしたものでございます。22ページをご覧ください。強制執行等の要件による債権放棄でございますが、この要件につきましては、担保権の実行などの法的手段を尽くしてもなお回収できない債権について、放棄をするものでございます。債権は住宅改良資金貸付金元利収入で2名の債務者で3件の債権、合計99万960円の債権額となっております。この3件の債権は担保物権にかかる任意競売等による売却の全額を債務の弁済に充てた後の残債務について債権放棄をするものでございます。なお、23ページ債権放棄調書につきましては、それぞれの債権の基本情報となっておりますので、説明は省略させていただきます。次に、24ページをご覧ください。徴収停止要件による債権放棄でございますが、この要件につきましては、地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった債権について、1年経過後もなお資力の回復が困難で履行の見込みがない債権について放棄するものでございます。債権につきましては、排水施設使用料、専用詮使用料、土地建物貸付収入で排水処理施設使用料につきましては1名の債務者で4件の債権、合計1万9千円の債権放棄額となっております。専用詮使用料につきましては、2名の債務者で18件の債権、合計50万2690円の債権放棄額となっております。土地建物貸付収入は1名の債務者で2件の債権、合計51万1350円の債権放棄額となっております。条例に基づく債権放棄額は、合計6名の債務者で債権27件、総額202万4千円となっております。以上で平取町債権管理条例に基づく放棄した債権の報告についての説明を終了いたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第8、報告第1号放棄した債権の報告についてを終了します。

日程第9、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書29ページをご覧ください。平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めようとするものでございます。次のページをご覧ください。

平成30年専決処分第1号平取町税条例等の一部改正につきまして、平成30年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び省令等が平成30年3月31日に公布され、いずれも原則として平成30年4月1日から施行されるため、平取町税条例の一部を改正するものでございます。議案書31ページから54ページまでが改正条文、55ページから89ページまでが新旧対照表となりますが、はじめに本日お配りしました改正概要によりまして主な改正点についてご説明させていただきます。改正のまず1点目なのですが、個人住民税関係です。働き方改革を後押しする観点から、(1)個人所得課税の見直しで、給与所得控除及び公的年金等の控除から基礎控除への振り替えなどの対応が行われるもので、これは所得税と同様、個人住民税にも適用されるものとなります。配偶者及び扶養親族の前年の所得金額要件を現行38万円以下から48万円以下に改正することに伴い、個人住民税からも給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額10万円引き上げるものとなります。現行33万円から43万円に引き上げとなります。また、基礎控除の見直しとして、合計所得金額2400万円を超える納税義務者にかかる基礎控除について、表のとおり所得金額の段階に応じて控除額が低減、消失する仕組みが設けられることとなります。この給与所得控除等の見直しに伴い、(2)ですが非課税措置にかかる所得要件の引き上げということで、①障害者、未成年者、寡夫及び寡婦に対する合計所得金額要件を現行125万円から135万円に、②住民税均等割の非課税基準を28万円に、配偶者及び扶養親族の合計プラス1を乗じて得た金額に10万円を加えた金額、所得割の金額も同様に10万円を加えた金額に改正となります。2点目に固定資産税の関係になりますが、新築住宅にかかる軽減措置、新築の長期優良住宅にかかる減額措置など固定資産税の特例措置の適用期限が延長となります。また固定資産税が市町村の財政を支える安定した基幹税であるということに鑑み、償却資産においても対象を限定した上で特例措置が創設されることとなります。これは生産性向上特別措置法の規定によりまして、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1から0まで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置となります。この特例の適用を受けるためには、市町村が計画を立てることが必要であり、補助金の採択については、市町村の固定資産税の免除にかかる特例率をゼロにする条例制定が優先対策の前提となっております。次に3点目に町たばこ税ですが、国と地方のたばこ税の配分し比率を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げ、市町村たばこ税率については、1000本当たり現行5262円が平成30年10月1日で5692円、平成32年10月1日で6122円、平成33年10月1日で6552円となります。また、加熱式たばこについては、その製品の特性を踏まえた課税方式の改正として、①課税区

分の新設、②みなし製造たばこにかかる規定の見直し、③紙巻たばこの本数への換算方法の見直しがされました。さらに、手持品課税の実施ということで、引き上げに伴う経過措置として、税率引き上げ前に売り渡し等が行われた製造たばこの手持品課税を実施するものであります。主な改正内容については、以上のとおりとなります。議案書の改正条文ですが、個人住民税にかかる所要要件の引き上げや、たばこ税を段階的に税率を改正するなどの規定によりまして、第1条から第6条の改正条文となっております。31ページから43ページまでが第1条の改正規定を第2条で改正、第2条の改正規定を、第3条で改正というかたちで第5条まで段階的に改正する構成となっております。43ページ、第6条につきましては、平成27年度の町税条例の一部改正の改正条文となっております。44ページから附則となりますが、施行期日の規定によりまして、段階的に改正される仕組みとなっております。それでは55ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正後の条例案ですが、89ページまで表が及びますので、法改正に伴う字句、文言の整理、条項番号等の変更、期間の延長と、所要する規定の整備については説明を省略させていただきます。改正案の欄でご説明させていただきます。

55ページ。第1条による改正にかかるものです。第20条の改正ですが、後段にある町税条例第48条及び第52条の改正に伴う、規定の整備となります。続きまして、56ページ、第24条第1項第2号ですが、障害者等に対する非課税措置の所得要件で、現行125万円から135万円とするものであります。第2項、控除対象配偶者の定義変更に伴い、同一生計配偶者に改めるものであります。同じく「10万円を加算する」の追加ですが、均等割の非課税措置の所得要件の引き上げとなります。第34条の2、所得控除の改正ですが、基礎控除額に所得要件が創設されまして、前年の所得金額を2500万円以下とするというふうに改正になります。次に61ページをお開きください。第48条、法人町民税の申告納付ですが、改正点として租税特別措置法に該当する規定の適用を受ける場合に、控除する額を法人税割額から控除すること、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務及び手続きについて規定されたものとなっております。次に64ページ、第52条は法人町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金について規定されたものとなっております。次に66ページ、第92条、製造たばこの区分として加熱式たばこの普及による規定の創設となります。これによりまして第93条の2で加熱式たばこにかかる法規定の新設によりまして製造たばことみなす場合として、加熱式たばこの喫煙用具を加熱式たばことみなす規定としております。67ページをお開きください。

67ページ、第94条、たばこ税の課税標準の改定ですが、これは第3項の追加となります。加熱式たばこにかかる紙たばこへの本数の換算方法について規定されております。またこの換算方法については、5年間で段階的に換算率を改正し、第2条から第5条の改正条文において規定させていただいているところです。69ページをご覧ください。第95条、たばこ税の税率ですが、平成

30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。第1回目の改正で、現行1000本につき5262円を5692円と改正するものであります。次に70ページから附則の条項の改正になります。72ページ、第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合ですが、これは固定資産税の課税の特例率を条例で定める規定となっております。第1項から次ページ74ページ、第26項までとなっております。第26項が新たに新設されました生産性向上特別措置法にかかる3年間の時限的な特例措置の規定となっております。77ページ第11条から80ページ第15条まで、固定資産税の特例及び減額措置の延長を規定したものとなっております。82ページから86ページまでは、第2条から第5条までの改正にかかる新旧対照表で主にたばこ税等の改正を段階的に実施するための規定となっております。87ページから89ページ、第6条の改正ですが、これは平成27年度に改正された紙巻たばこ3級品にかかるたばこ税の経過措置となっております。44ページにお戻りください。附則となりますが、施行期日及び経過措置を規定しています。第1条において、平成30年4月1日から施行とし、改正条文第1号から第5号に規定された内容につきまして、第1号から第10項の規定によりそれぞれ施行期日が定められているところであります。以上で説明を終了いたします。ご承認賜りますようお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、報告第2号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。

日程第10、報告第3号専決処分報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第3号専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書90ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので地方自治法第179条第3号の規定に基づき議会に報告し承認を求めようとするものでございます。次のページをご覧ください。平成30年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、平成30年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。専決処分理由ですが、今回の改正は地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が平成30年3月31日に交付

されることに伴い、施行月日が平成30年4月1日であるため、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正の内容ですが、1点目として基礎課税額の課税限度額の引き上げ、2点目として国民健康保険税の減額措置にかかる軽減判定所得の算定方法の見直しで加算額を引き上げるものとなっております。条文の改正につきましては93ページの新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。93ページをご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条文、左側が改正後の条例案となっております。課税額、第2条第2項の規定ですが、基礎課税額の課税限度額を現行54万円から58万円に引き上げるものとなっております。次に国民健康保険税の減額ですが、第23条の規定は国民健康保険税の減額措置にかかる軽減判定所得の算定方法の規定となっております。ここの加算額を引き上げる改正となっております。第2号、5割軽減世帯の軽減判定所得の算定において被保険者1人当たり現行27万円を27万5千円に、第3号、2割軽減世帯の軽減判定所得の算定において被保険者1人当たり現行49万円を50万円にするものでございます。92ページに戻っていただきまして、附則としましてこの条例は平成30年4月1日から施行するものですが、改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとするところでございます。以上、説明を終了いたします。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、報告第3号専決処分報告については報告のとおり承認することに決定しました。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案2件で原案可決2件。報告4件で、報告1件、承認3件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので平成30年第3回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さんでございました。

(閉 会 午前10時46分)